

ご解約にあたっての注意事項

解約を希望される場合は、必ず事前お電話のうえ、この解約申込書に所定の事項をご記入の上、郵送日数を考慮してご通知下さい。尚、解約の予告には、契約書に記載の指定の予告期間が必要です。

解約申込書の記入時は必ず下記事項をご確認の上、ご記入下さい。

解 約 予 告 日 ⇨	解約の申し入れ日。解約申込書が、借主様から当社に到着した日です。
借主様引越予定日 ⇨	退去予定日です。
建 物 明 渡 日 ⇨ (退去立会日)	貸主様と共に原状回復のために建物をチェックしていただく日です。 解約日の前に退去立会いが終了し、建物の明渡しを終了した場合、借主様はそれ以降は建物を使用することは出来ません。
解 約 日 ⇨	解約日まで賃料がかかります。借主様は賃貸借契約上、その日まで建物を 使用することができます。(但し、建物明渡が終了していない場合に限りです)

解約申込書をポストに投函

お引越しの予定日

解約申込書が当社に到着した日

退去後の建物をチェック

この日まで賃料がかかります

【解約予告日】

【引越予定日】 【建物明渡日】 【解約日】

※建物明渡日と解約日が立会い日と同日でもかまいません。

最短でも契約上の予告

※解約予告期間は必ず契約書解約条項を確認してください。

(例)

8月7日

(予告期間が1ヶ月の場合は...)

9月7日

(解約予告日から1ヶ月後の同日)

※注意※

- ① 立会い時間前にはお荷物の搬出等が終了するように引越業者の手配をお願いします。
尚、立会いは午前10時～午後4時までとさせていただきます。
当社定休日毎週水・第3火曜日はお立会いはできません。
- ② 物件により異なりますが、退去立会は平均30分～1時間程かかる場合がございますのであらかじめご了承下さい。

お引越し～精算まで

ご注意ください

- (1) 電気・ガス・水道・電話・新聞等の各社へ事前にご連絡いただき、ご精算をお願いします。
- (2) 郵便局へ郵便物の転送手続きをお願いします。
- (3) 退去立会日当日までに家具やエアコン・照明器具のお荷物、ゴミ等は全て搬出し、部屋は空の状態にしてください。残置物がある場合は、その処分費用を借主様へご請求することになりますので予めご了承ください。
- (4) 退去立会日に、鍵・取扱説明書類・リモコン・カード類は全て（コピーキー含む）ご返却いただきますのでご用意をお願いします。
入居中の紛失等により、解約時に、返却された鍵に不足等がある場合はシリンダー交換費用をご負担いただきます。
- (5) 退去立会時に、ご入居当初の状況との相違点や設備等の不具合をご申告をお願いします。
特に、入居者でないとわからないガスや給湯・電気の各設備の故障、異常がありましたらご申告をお願いします。
借主様からの申告モレで設備の故障等が退去立会の原状回復費用の精算完了後に判明すると、後日トラブルになることがあります。
- (6) 敷金の精算は解約日以降平均1ヶ月～1ヶ月半ぐらいかかります。

Hirokou

解約申込書

貸主

様

借主

氏名

印

住所

TEL

()

※契約書記載の契約期間開始日をご記入下さい。

年 月 日付けで締結した賃貸借契約につきまして、解約をお願い致したく書面にてご通知申し上げます。

物件住所	
名称・号室	()号室
引越し理由	1、転勤 2、転職・退職 3、自宅購入 4、部屋が手狭 5、賃料が高い ※数字に○をつけてください。 6、通勤・通学に不便 7、結婚・独立 8、その他()
入居者様氏名	
入居者様連絡先	TEL () 携帯番号 () Mail:
解約受付日	年 月 日 ()曜日 重要※本書面発信日を必ずご記入ください。ご記入後、当日中にご投函ください。
解約日	年 月 日 ()曜日
引越し予定日	年 月 日 ()曜日
建物明渡(退去立会)希望日時	年 月 日 ()曜日 時間 :
その他	
<p>※ご注意願います※</p> <p>1. 本書提出後、解約日の変更には貸主様のご了解が必要となります。原則解約のキャンセルはできません。</p> <p>2. 建物明渡日までにお荷物は全て搬出をお願いします。解約日以降借主様所有の残置物(お荷物・引越ゴミ等)がある場合は所有権を放棄したものとみなし、貸主様にて処分いたします。処分費用は借主様へご請求させていただきますので予めご了承ください。</p>	
<p>敷金返還振込先</p> <p>■原則、借主様名義の口座をご指定ください。それ以外をご指定される場合は当社から借主様へ意思確認のご連絡をさせていただきます。</p>	<p>銀行・信金 支店・出張所</p> <p>普通 口座番号</p> <p>名義人名</p> <p>(名義人名はカタカナで記載してください。)</p>
<p>退去後の連絡先</p> <p>■移転先住所・または敷金精算書の送付先をご記入ください。</p>	<p>〒 —</p> <p>TEL ()</p>
<p>火災保険の解約手続について</p>	<p>火災保険の解約等の手続が必要です。加入保険会社(※)にご自身でご連絡をお願いします。解約返戻金(解約に基づく保険料のお戻し)が発生する可能性があります。が、手続されない場合は解約返戻金のお支払いができませんので、予めご了承ください。</p> <p>※解約時期により解約返戻金が発生しない場合がございます。</p> <p>※解約手続窓口 (株)少額短期保険会社：03-3368-0111</p> <p>※火災保険の解約等の手続は、火災保険契約者ご本人様からのお申し出に限りです。</p>

必ず裏面をご確認ください

当社概要

担当者	
解約連絡日	月 日
貸主連絡日	月 日

Memo

Memo
